

公証週間のお知らせ

10月1日（日）から10月7日（土）までは公証週間です。公証人は、公証役場において遺言や大切な契約などの公正証書の作成、会社を設立する際の定款の認証などを行っています。公証人は、法務大臣によって任命される公務員です。

「遺言は、公正証書で作成してみませんか？」

遺言者の家族関係にふさわしい形で財産を継承させるには、遺言をしておくことが一番です。遺産争いを予防し、紛失の心配もないので、あとに残された方々が困りません。原本は公証役場で保存していますので、偽造・変造の心配もありません。

また、公証人が自宅や病院（施設）へ出向いて遺言書を作成することもできます。

公証制度の詳細については、公証役場または法務局にお問い合わせください。

○旭川公証人合同役場

旭川市6条通8丁目37番地22 68ビル5階 ☎0166-23-0098

○名寄公証役場

名寄市西1条南9丁目35番地 ☎01654-3-3131

○旭川地方法務局

旭川市宮前1条3丁目3番15号 ☎0166-38-1144



日本公証人連合会のホームページにおいても、公証制度を紹介していますので、御利用ください。

